

第4回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 議事録（要旨）

日時 令和2年2月20日（木）午後2時～

場所 江南市立学習等共用施設草井会館
1階 学習室

● 出席者等

出席者：18名 欠席者：0名

No	委員	役職等	欠席
1	野呂 浩伸 委員	中般若区 区長	
2	馬場 盛吉 委員	中般若区 副区長	
3	伊神 眞一 委員	草井区 区長	
4	須賀 藤隆 委員	草井区 副区長	
5	石原 博 委員	般若区 区長	
6	中野 太四 委員	般若区 副区長	
7	市川 和正 委員	小淵区 区長	
8	北折 博 委員	小淵区 副区長	
9	小室 欽也 委員	南山名区 区長	
10	黒木 英夫 委員	南山名区 副区長	
11	米田 和司 委員	山那区 区長	
12	大滝 雅男 委員	山那区 副区長	
13	林 進 委員	岐阜大学名誉教授	
14	永井 恵三 委員	犬山市経済環境部長	
15	武田 篤司 委員	江南市経済環境部長	
16	宇野 直樹 委員	大口町産業建設部長	
17	澤木 俊彦 委員	扶桑町産業建設部長	
18	阿部 一郎 委員	江南市環境課長	

傍聴者：5名

1 挨拶

2 議事

(1) 公害防止協定及び自主規制値について 等
事務局より資料を用いて説明。

- ・規制値案について

(委員)

地元で強烈な反対意見が出ている。排ガスは名古屋市の鳴海工場並みにして、ダイオキシン類は0.01にして欲しい。

騒音振動については、第1種低層地域レベルでお願いしたい。

(事務局)

事務局としては、資料に示した数値で進めたいと考えお示ししたので、この場では即答できない。

騒音振動に関しては、第1回の委員会で第1種住居区域の基準にしてはどうかという意見があったことは承知している。

(委員長)

規制区分は他の法令等との関わりもあるので事務局で検討するように。

(委員)

硫黄酸化物、窒素酸化物は名古屋市の鳴海工場並みにして欲しい。硫黄酸化物10ppm、窒素酸化物25ppmにはできないものか。

(事務局)

鳴海工場は排ガス処理に湿式方式を採用して大量の排水が発生している。当該地域は下水道が整備されていないため、地域的に湿式方式は合理的でないと考えている。乾式方式でも基準値の達成が可能かメーカーに確認したい。

(委員)

これまでの公害防止準備委員会の中で、ある事項に関しては別の委員会で検討しているという話もあったが、全体像を示してもらいたい。

2つ目に、安全と安心という概念があり、法令の数値以下であれば安全と以前言われていたが、本当に安全と言えるのか。法令の数値も見直しがあったり、新たに項目が追加されたりしている。

3つ目に、1月8日になって規制値を厳しくする資料が突然示された。12月の委員会で、意見の相違がある中で委員長がまとめられたと認識していた。

第3回の委員会でまとめたにも関わらず、理由の説明もなく紙が配られただけであり、説明がない。規制値の変更理由の説明資料があっても当然でないか。数値を下げることは、薬剤使用量が多くなることやその後の処理も必要になるなどいいことばかりではなく、別

の問題もある。数値を下げたからいいとは単純には判断できない。この委員会のプロセスがないがしろになっている。

(事務局)

施設整備に関わるものについては、新ごみ処理施設整備計画として有識者も入った委員会で検討を進め、処理方式等についても別の委員会で検討を進めてきた。

前回の委員会では反対意見もある中で基準案をまとめたことになったが、反対意見を踏まえ、事務局で改めて検討した。

前回12月の委員会から今回の委員会まで期間があることから、各区で確認、協議していただくために基準を下げた資料をお示しした。正式には、今回の委員会で案を示したことになるが、事前配布について説明不足であったことは失礼いたしました。

(委員長)

事務局は過去の委員会で何を決めていったのかを示すと各委員も納得できるのではないかと。

安全については、その時代の科学技術の水準で動いていく。科学には絶対的な真理はない。どんな時代でも科学的知見からの「確からしさ」という考え方になることをご理解いただきたい。安心とは社会的な関係で、市民と行政あるいは事業者との信頼関係でつくられる。科学技術だけでは得られない安心を関係性の中でつくっていくことを理解いただきたい。

(事務局)

規制値については、本日の議論も踏まえて規制値については継続検討事項とさせてもらいたい。

次に、公害防止協定書(案)に関しては、言い回しの多少の修正があるかもしれないが、内容について同意いただけるか確認を取りたい。

(委員)

前回の委員会で基準値を下げると事業費が上がることを示されているが、今回提示された基準値の場合の費用はわかるのか。

(事務局)

現時点ではわかっていない。規制値が決まった上での概算費用は示せるようにする。

(委員)

公害防止協定書では「〇〇区」と表示されているが、「江南市〇〇区」、「扶桑町〇〇区」となるように市町も明示してもらいたい。

次に、必要な協定書の部数をどこかに示さないといけない。組合、地元、立会人に必要ではないか。

また、判を押す時には立会人はその場にいるのか。首長が必ず立ち会えるのか。

(事務局)

最初の2点の指摘は修正する。

運用はこれから考えるが、日程を調整できるように努力する。立会人とする以上は見届けることを大切にしたいと考えている。

(委員)

6条の1項と2項で、「甲の施設」となっているがこれでよいのか。

15条で乙と協議し同意を得るとあるが、公害防止準備委員会は協議の対象に含まれないのか。

(事務局)

6条の文章は文言を修正する。

議論は委員会で行うが、最終的に調印するのは各区となる。協議は委員会でも行ったうえで各区に同意いただくので、文章は再検討する。

(委員)

14条で苦情という言葉が使われているが、言い回しを再検討されたい。

(事務局)

拝承。

(委員長)

15条は、はじめから拡張を検討しているように読み取れるので、文章を再検討されてはどうか。

(委員長)

資料で施設の設置・運営事業者に対して求めていく主な事項が示されているが、運営事業者とは指定管理か。

(事務局)

指定管理ではなく、長期委託の事業者である。

(委員長)

事業の中で、組合と構成市町が事業者とどういう関係であるかのスキーム図を示されると理解しやすい。

(事務局)

拝承。

(委員)

〇〇区は排ガス基準を鳴海工場と合わせてダイオキシン類は0.01に合わせろということか。騒音振動も厳しくして欲しいとの意見であった。

△△区では、事務局から示された数値で区会でも了解を得ていた。数値が変わると再度

区会が必要になるが、3月まで区会が開催できないので、次回の委員会の出席は辞退する。

(委員長)

自主規制値の設定根拠は規制対象物質ごとにするのではなく、他都市と同一にするなど、しっかり統一してはどうか。

振動は地質や周辺環境も影響するので一概には比較して設定できない。

本日の意見を踏まえ、事務局は継続事項を検討して、次回示すように。

3 その他

事務局より令和2年度の委員就任について、3月に依頼を行うことが伝えられた。

以上